

ID: 3026

担当部署: 産業課

処分の概要	設立の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第23条第1項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第23条第1項及び第2項の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第23条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>(3) その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>(4) その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(5) 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日